

大阪市指令都整管第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長 ○○ ○○

大阪市営住宅等使用不許可決定通知書

令和 年 月 日付けで使用許可申請がありました市営住宅等について、次のとおり使用不許可と決定したので通知します。

1. 申請者の氏名・名称

2. 不許可の理由

(不服申立ての教示)

- この不許可について不服がある場合は、この不許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- この不許可については、上記1の審査請求のほか、この不許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この不許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの不許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。